

高柳勝巳の一般質問①

【質問の動機と趣旨】

大きなタイトルを「中心市街地活性化について」として①再延長申請する土地区画整理事業（面的整備中心のハード事業）の評価と期間延長の課題を聞き、②メドテックⅡ及びⅢと沼田都市開発(株)によるグリーンベル21（再開発商業施設）の経営改善取り組み経過を次に聞き、最後に③行政提案として示された「やさしさ・にぎわいの核再提案書」の進捗状況などの評価と今後の見通しについて市長の見解を引き出そうとしたのですが…。

質問：中心市街地活性化へは、議会でも特別委員会を立ち上げ、基本構想を平成11年1月に作り、事業着手後12年が経過しています。

計画では完了予定だったこの事業は、費用ベースの進捗率は30%、8つの街区のうち形として見えてきたのは2つの街区で、このままの状況では後20年かかっても完了しないペースとなり、今後の行方が危惧されています。

活性化事業の面的整備を中心としたハード事業である「中心市街地土地区画整理事業」の延伸を国へ申請すると聞きましたので、この際、市長にこの事業を一定総括し、現在の状態の評価と課題、そして今後へ向けた方向や手法含め「新たな考え」を伺いたいと思います。

答え：平成21年7月31日に、3回目となる仮換地指定を上之町1街区と2街区の一部で行いました。仮換地指定率は28.1%で、現在の総事業費ベースでの進捗率は38.4%です。

本年度では、事業期間の延伸を踏まえ、計画の変更に向けて具体的な検討を進めています。

事業計画の見直しでは、公共事業のスピードと目に見える形での早期の事業効果が求められる中、市の財政状況及び社会資本整備総合交付金制度の動向を見定めながら対応していきたいと考えています。

質問：中心市街地活性化の「商業核」として平成5年にオープンしましたが、その中核であったサティの撤退後は、終始守勢の状態になり、現在では空床にまばらに出店があるといった、誠に厳しい状況です。

昨年、所有権の三井生命持ち分を、メドテックⅡ及びⅢが取得し、都市開発(株)等と相談をしながら、いわゆる「逆ざや」の解消を含めた経営改善に取り組んだと聞いています。

今後を占う重要な取り組みと認識していますので、経過について説明を願います。また、この一連の取り組みの成果と課題を踏まえて今後の進め方への考えを伺います。

答え：合同会社メドテックインベストメントⅢから、区分所有者による管理組合の設立と沼田都市開発株式会社とのサブリース契約の解消を軸とする提案が行われ、これに沿ってGB21の管理運営が進められようとしていることは、昨年12月の全員協議会でご説明申し上げたとおりです。

Aコープ撤退後、ビルへの客足が大きく落ち込み、集客力のあるテナントの早急な誘致が求められています。GB21オープン当初に締結された共有店舗床の専用使用契約に基づき、主として核店舗の利用に供することとされた自らの持分床について、主体的にテナントの誘致を行いたいとの意向が示され、誘致に向けた活動が行われています。



サブリース (sublease)

又貸し、転貸のことで、特に不動産賃貸においては、転貸を目的とした一括借上のことを言うことが多い。

オーナーが賃貸物件を営む場合、空き物件が多かったり家賃滞納が多いと経営がおぼつかなくなってしまう。また、賃借人に対するトラブルや対応なども行なわなければならない。管理面についても煩わしさがつく。

一方、不動産会社も独自に賃貸物件を建てる場合、土地を購入した上で物件を建てる必要がないため土地購入や建物建設・資産税などの税金など多額の費用がかかる。

そこで、オーナーが不動産会社に土地や建物などを託して管理を行ってもらうとともに、不動産会社から一定の保証金（賃料の80% - 90%程度）を得るといった仕組みが出来上がった。



「暫定」基準値と「新」基準値

新聞報道によると、食品に含まれる放射性物質の新たな基準案が12月22日、厚生労働省の審議会で了承され「一般食品」は1キロ当たり100ベクレル、「乳児用食品」と「牛乳」は50ベクレル、「飲料水」は10ベクレルで、新基準は原則、来年4月1日から適用される予定。

食品による放射性セシウムの許容被曝線量を、暫定基準の年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに厳しくし、新基準案の設定では、まず、すべての人が摂取し、代替が難しい「飲料水」について、世界保健機関（WHO）の水道水の基準に合わせて10ベクレルとした。と伝えています。

暫定とは「正式に決まるまでの仮の定め」の意味だが…

さらに、この「暫」の意味は、しばらくの間ということになります。

事故発生から、もう年が変わろうとしています。しかも、下の表にあるように世界も驚くほど「ゆるい」暫定期間は、いつまで続くのでしょうか？



放射線測定器買いました！
どなたにでも貸しますよ！

明治のステップから基準値以下だが、セシウムが検出されたというニュース…、さらに桐生市の給食からも基準値以下だが検出…。

水で言うなら、上流から下流へ、そして、集積や濃縮がされて、いわゆるホットスポットがめまぐるしく変化していきます。

年間被曝総量1ミリシーベルト以下にするためには、追加被ばく線量0.19マイクロシーベルト/時+自然放射線量算定値0.04マイクロシーベルト/時=0.23マイクロシーベルト/時以下の数値が必要となる訳です。

やはり、高い箇所が結構ありますよ！

「世界もおどろく日本の基準値 2000ベクレル」

ver3.1

こんなにゆるい日本の暫定基準値

目玉の基準値 (水)	
アメリカの法令基準	0.111 Bq/L
ドイツガス水道協会	05 Bq/L
ウクライナ(セシウム137)	2 Bq/L
WHO基準(ヨウ素131)	10 Bq/L
WHO基準(セシウム137)	10 Bq/L
ベラルーシ	10 Bq/L
国際法 原発の排水基準値	
ヨウ素131	40 Bq/L
セシウム137	90 Bq/L
日本の暫定基準値(乳児)	100 Bq/L
日本の暫定基準値	
セシウム(Cs-137)	200 Bq/L
ヨウ素(I-131)	300 Bq/L
ツバメの基準値	
ベラルーシ(子供)	37 Bq/kg
ウクライナ(野菜)セシウム137	40 Bq/kg
ベラルーシ(野菜)	100 Bq/kg
コーデックス(Sr90,Ru106,I131,U235の合計)	100 Bq/kg
アメリカの法令基準	170 Bq/kg
これまでの日本の輸入品規制値	370 Bq/kg
日本の暫定基準値(野菜)セシウム137	500 Bq/kg
日本の暫定基準値(野菜)ヨウ素131	2000 Bq/kg

●正しい知、子どもたちを守りましょう。

※コーデックス:CODEX、FAOとWHO共同の合同食品規格委員会

高柳勝巳の一般質問②
小水力発電の調査研究の状況と課題について

質問：本市の第五次総合計画のキャッチフレーズは「水と緑の大地 田園空間都市」です。

これは、本市は単に水と緑に囲まれているだけではないはずですか。

この水や緑を「風景や景観」のみならず生活に活かしてこそその田園空間都市であるとして、私はこれまで自然エネルギーの活用について以前にも質問した経過があります。

食料やエネルギーの課題は「新たな時代」へ向けた政策転換にきていると確信しています。

つまり、大量生産を目的として一極集中してコストダウンや効率化を極限まで追求するスタイルは、「社会の歪みと大事故」という大き過ぎる代償を生み出すことが、先の大震災でも浮き彫りになったのです。

医療や防災などの基礎的な部門のエネルギーの創出から始めて、地域の特性に合ったエネルギーの地産地消体制の確立は、原発のみならず「依存体質」からの第一歩につながっていくと考えます。

そこで、そのことを念頭に置きながら、本市でのこれまでの小水力発電の調査研究の状況と課題について、水道会館で現在行っている水力発電の実施経過と課題について伺います。

さらに以前から取り組まれてきていた「 hidroバレー計画」の現状と今後への課題について伺います。

「 hidroバレー計画」
直訳すると「谷間の水」で、地域の溪流やかんがい用水路、上下水道、湧水などの身近な水を活用して小水力発電所を建設し、発生した電力を利用（自家消費）して特色のある産業を興し、地域の活性化と雇用の創出を図るものです。

右の写真は、沼田公演脇の柳町・滝坂川の発電調査地。有効落差＝45.67m、最大出力95kW、年間出力電力量779,000kWhで、ふれあい福祉センターや沼田公園、沼田小学校などでの活用が構想されています。



答え：小水力発電所の候補地として、地形的に大きな落差が見込まれる横塚町の新滝坂川及び柳町の滝坂川の2地点について、平成15年度に財団法人新エネルギー財団により水力開発計画の調査を実施しています。

これにより、取水地点、水車の設置地点及び想定される需用地域の電力消費状況等についての調査検討を行い、関係する経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構及び東京電力株式会社等と協議を行い、発電施設周辺地の環境調査、発電施設の構造、放水管ルート及び発電施設の建設費用等についても調査検討を行ってきました。

これまでの調査結果により、水量の変動が大きく不安定なことや、発電に必要な最小流量を下回る事が多いことが判明したため、平成20年より観測回数を月1回から月3回に増やし、現在も直営により、詳細なデータを蓄積しているところです。

河川流量の不安定や減少は、計画河川が都市型河川であるため様々な要因が複合的に関連すると考えられますが、定常的な流量を確保することが電力の安定供給につながることから、今後も流量調査を継続するとともに、計画規模の再検討や、計画地点の変更も視野に入れた見直し計画の策定が今後の課題となっています。

さらに、横塚町の新滝坂川は一級河川であるため河川法における流水の占用（水利権）を新規に取得する必要があります。

建設及び維持管理の費用が、今後の課題と考えられます。



え～！
小水力で原発10基分！

経済産業省の試算によると、水力発電に適した河川は全国で約2700地点あり、大半が小水力発電向けで、これらの河川全部に水力発電設備を設ければ、発電容量は計1200万キロワットに達し、原発10基分以上に相当するという記事が、8月26日付け毎日新聞に掲載されていました。

かつては、発電と言えば、**小水力のことを指していた！**

1952年に議員立法で成立した農山漁村電気導入促進法（農電化法）というのが、馴染みはほとんどないが現在も存在しています。

戦後間もない日本では、電気も飢饉状態で、国会議員も電力会社も揃ってこれを奨励していた時代でした。営利を目的としない団体（自治体やJA）が計画を作れば、融資も受けられるといい、中国地方を中心に現在でも、約60もの小水力発電施設が、この法律の適用を受けて稼働しています。

沼田市の浄水場は当時画期的な小水力の活用だった！

沼田市でも戦後の電力不足は、例外ではなく集落ごとに水車を設置して、不足を補っていたと聞きます。

84年に完成した沼田市浄水場では、水圧を下げる装置に水力発電を活用して、当時浄水場の8割の電気を賄うという画期的な取り組みが成されたのです。

沼田市は台地の為に、水の確保には苦勞をした経験から「水を大切に有効に」活用しようという精神が、数々の申請のために何度も東京へ通わせ、監督省庁に「あくまで特例」と根負けさせた「自然エネルギーが地域を変える」という書物に掲載されていました。

このページに掲載した「情報を駆使？」して右のような再質問を幾度となく市長と繰り返しながら、政策変更や新たな施策の決断を促すのが一般質問だった訳ですが…。

「電源三法」での交付金制度とは

①電力会社から税金を徴収する「電源開発促進税法」②これを歳入とする特別会計を設ける「特別会計に関する法律」そして③この特別会計から、公共用施設の整備や住民の生活の利便性の向上のための交付金を地方公共団体等に交付する「発電用施設周辺地域整備法」からなっています。

2010年度予算の電源立地地域対策交付金は1097億円で、田中角栄首相、中曽根康弘通商産業相時代の1974年に制定。税率は販売電気1,000kWhあたり375円です。

まだまだ課題はあるが、電力の（全量）買取法案の動きも注視

8月26日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再生エネ買取法）が成立しました。

この制度は、さまざまな個人や事業者が自然エネルギーで発電した電力を、電力会社に一定の価格で買い取ることを義務付けるもので、自然エネルギーを国内で飛躍的に普及させるカギとなる制度です。

海外では、ドイツやスペインで実施されていて、日本でもその効力が期待されます。

再質問（要旨）：小水力発電の活用について取り組んでいくことには、賛成ですか？

市長（要旨）：時代の流れがそうになってきていると感じています。

再質問（要旨）：ありがとうございます。では実際取り組むとして、具体的に市の組織のどのセクション（部・課）が対応してもらえますか？

水力だから、建設課ですか？それとも環境やエネルギー課題だから環境課が担当してくれますか？

市長（要旨）：そこまでは…、組織機構との関連もあるので…。

再質問（要旨）：以前の答弁でも、他の議員への答弁でも、考え方には賛成するが、その先が続かなかった。どこの課でも通常の仕事をこなすので精一杯だと推察します。だからこそ、自然エネルギー全般の活用研究プロジェクトを立ち上げるべきではないですか。